BConnection デジタルトレード連携オプションサービス利用規約

第1章 総則

第1条　規約の制定目的

当社は BConnection デジタルトレードアプリケーションの契約者に BConnection デジタルトレード連携オプションサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、BConnection デジタルトレード連携オプションサービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。なお、本規約に定めのない事項は当社の定める BConnection デジタルトレードアプリケーション利用規約に準じることとします。

第2条　本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条　定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1)「本サービス」とは、BConnection デジタルトレードアプリケーションを用いて、契約者が「連携先サービス」において管理している契約者の請求書データを Tradeshift に一括で入力することができる形式に変換するルール(以下「形式変換ルール」といいます。)を作成し、当該ルールに基づいて「連携先サービス」から取得した契約者の請求書データを変換する機能をいいます。

(2)「Tradeshift」とは、Tradeshift Holding Inc.及びその子会社の提供する電子取引(EDI)サービスを言います。

(3)「BConnection デジタルトレードアプリケーション」とは、当社の「BConnection デジタルトレードアプリケーション利用規約」に定められている「本サービス」をいいます。

(4)「連携先サービス」は、別紙１で規定しているサービスのことを指し、サービス提供元が当社以外の会社(以下「連携先サービス提供元」といいます)であるサービスのことをいいます。契約者は、本サービスの利用にあたり、連携先サービス提供元が提供する連携先サービスに関する一連の規約に同意し、連携先サービス提供元から連携先サービスの提供を受ける必要があります。連携先サービスに関する一連の規約は、連携先サービス提供元により適宜変更される場合があります。なお、「連携先サービス」に対して当社は責任を負いません。

第2章 契約

第4条　申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3　当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、BConnection デジタルトレードアプリケーション利用規約に定める契約者ではないとき

(6) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとします。

5　当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第5条　契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第6条　契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第7条　契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。

第8条　当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 第 10 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(1) 契約者が第 4 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(2) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。

(3) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

(4) BConnection デジタルトレードアプリケーション利用規約に基づく契約が解約又は終了、解除されたとき

2　前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

第9条　利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(6) 連携先サービス又は Tradeshift に起因して本サービスを提供することが困難となったとき。

(7) BConnection デジタルトレードアプリケーションに起因して本サービスを提供することが困難となったとき。

2　当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第10条　利用停止

当社は契約者が本規約の規定に反する行為を行ったときは、本サービスの利用を停止することがあります。

2　当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

第11条　料金

本サービスの利用料金は、別紙 1 で規定する料金です。なお各連携先サービスを使用するにあたりかかる費用は、連携先サービス提供元に確認してください。

第5章 データの取扱い

第12条　データに関する責任

第 16 条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第13条　データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営、使用状況の計測・分析及び新機能開発のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2　当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

第14条　データの削除

当社は、第 18 条による本サービスの廃止のほか、当社は第 7 条又は第 8 条の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

第15条　データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2　当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3　契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4　当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第6章 雑則

第16条　責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2　当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

第17条　免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2　当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3　当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4　本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第18条　本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2　前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3　当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4　当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第19条　当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2　契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイル又は逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3　本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第20条　第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2　当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第 16 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

附　則（令和 4 年 3 月 3 日　ＡＰＳ2 サ第 00887940 号）

(実施期日)

この規約は、令和 4 年 3 月 8 日から実施します。

附　則（令和 7 年 1 月 24 日 ＣＡＳ 2 サ000400010562-01 号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和 7 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2　当社は、令和 7 年 2 月 1 日以降、本サービスの新規受付を停止し、この規約第 4 条にかかわらず、申込があっても承諾いたしません。

（別紙 1）

連携先サービス

No	連携先サービス名	提供元	料金
1	商奉行®クラウド	株式会社オービックビジネスコンサルタント	無料